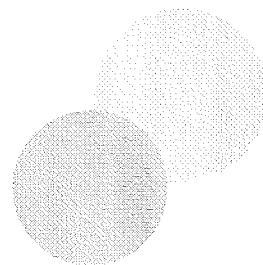


2010 冬の無料公開セミナー



科目別プレレクチャー

上級レベルアップセミナー 〔 所得税法 〕

改正点コンプリート

TAC 税理士講座

<TAC>無断複写・複製を禁じます

テーマ1 平成23年度受験のための主な改正規定

◆1 人的所得控除の大幅な改正

平成22年から、年齢15歳以下の子どもを有する家庭に対し、いわゆる「子ども手当」の支給が開始されました。

この「子ども手当」の支給額は、一人あたり月額1万3千円（平成22年）であり、その支給のためには大規模な財源が必要です。そこで、その財源のひとつとして、子ども手当の支給対象となる子どもを扶養している者の扶養控除の適用が廃止されることになりました。

しかし、その結果、扶養控除の適用がない障害者を扶養している者については、従来、扶養控除で考慮されていた同居特別障害者を有する場合の加算ができなくなってしまう。そのため、同居特別障害者の加算が、障害者控除に移行されました。

また、平成22年から、高校授業料無償化制度が開始されたことに伴い、義務教育終了後の学費を考慮する必要がなくなったことから、特定扶養親族の範囲から、年齢16歳以上19歳未満の扶養親族が除かれることになりました。

扶養控除の改正にあわせて、配偶者控除も一部改正されました。

◆2 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の改正

平成22年7月6日の最高裁判決において、相続税が課税された生命保険年金について、従来、その年金受給額の全額を所得税の課税対象としていた取扱いが二重課税であると判断されました。

それに伴い、年金受給額のうち、相続税の課税対象となった部分を非課税とし、それ以外の部分のみ所得税（雑所得）を課税することとなり、そのために関連法令が大幅に改正されました。

しかし、相続が平成23年3月31日以前にあった場合と、同日後にあった場合とで取扱いが異なるうえ、その年金の受給期間により、さらに計算方法も異なっており、その仕組みは大変複雑です。

そこで、今回は、平成23年1月に相続があった場合を前提に、その取扱いを簡潔に解説することとします。

テーマ2 所得控除（障害者控除、配偶者控除、扶養控除）

◆1 障害者控除

1 適用要件（法79）

- (1) 居住者が障害者である場合
- (2) 控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合

2 控除額（法79）

一人につき27万円（特別障害者は40万円、同居特別障害者は75万円）

～改正点～

年齢16歳未満の扶養親族は、扶養控除が適用されないこととなったため、平成23年分から、同居特別障害者の35万円の加算が、配偶者控除及び扶養控除から障害者控除に移行されました。

3 障害者の意義（法2①二十八、二十九、79②、令10）

1 障害者

精神又は身体に障害がある者で次に掲げるものをいう。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (4) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者など

2 特別障害者

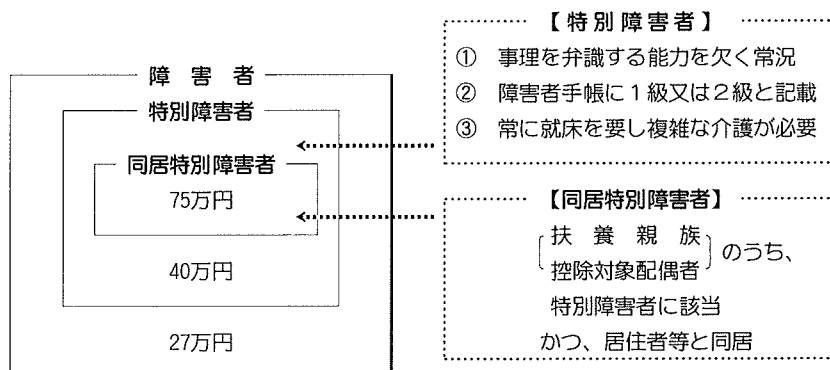
障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で、次に掲げるものをいう。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者等
- (2) 精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者とされた者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級として記載されている者
- (4) 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者と記載されている者
- (5) 常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者など

3 同居特別障害者

- (1) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、
- (2) 居住者又はその居住者の配偶者若しくは同一生計親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

【図解】障害者の意義



留意点 控除対象扶養親族に該当しない扶養親族の障害者控除

年齢16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象とならないこととなりましたが、その者が障害者に該当する場合には、障害者控除を受けることができます。

◆2 配偶者控除

■1 適用要件（法83）

居住者が控除対象配偶者を有する場合

■2 控除額（法83）

38万円（老人控除対象配偶者は 48万円）

～改正点～

控除対象配偶者が同居特別障害者に該当する場合には、従来35万円の加算がありましたが、平成23年からはこれが障害者控除で考慮されることとなったため、**配偶者控除における同居特別障害者の加算は廃止**されました。

■3 控除対象配偶者の意義（法2①三十三、三十三の二）

1 控除対象配偶者

同一生計の配偶者のうち、合計所得金額が38万円以下であるもの

※ 青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

2 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。

改正前と改正後の控除額の違い



配偶者
A

所得なし
特別障害者
年齢50歳
同居

【改正前（平成22年まで）】

配偶者控除額 ⇒ 73万円
(= 38万円 + 35万円)

障害者控除額 ⇒ 40万円

【改正後（平成23年から）】

配偶者控除額 ⇒ 38万円
障害者控除額 ⇒ 75万円
(= 40万円 + 35万円)

同居特別障害者の
加算が障害者控除
に移った

〈× 毛〉

◆3 扶養控除

1 適用要件（法84）

居住者が、控除対象扶養親族を有する場合

2 控除額（法84、措法41の16）

控除対象扶養親族 1 人につき38万円

（老人扶養親族は48万円、特定扶養親族は63万円、同居老親等は58万円）

～改正点～

扶養親族が同居特別障害者に該当する場合には、従来35万円の控除額の加算がありましたが、平成23年からはこれを障害者控除で考慮することとなったため、扶養控除における同居特別障害者の加算は廃止されました。

3 扶養親族の意義（法2①三十四、三十四の二、三十四の三、措法41の16）

1 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、**年齢16歳以上**の者をいう。

～改正点～

子ども手当の支給が開始されたことから、**年齢16歳未満**の扶養親族は、控除対象扶養親族の範囲から除かれて、扶養控除の適用がなくなりました。

◆ 扶養親族

次の同一生計の親族等のうち、合計所得金額が38万円以下のものをいう。

- (1) 配偶者以外の親族
- (2) 児童福祉法の規定により里親に委託された児童（いわゆる里子）
- (3) 老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人（いわゆる養護受託老人）

※ 青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

2 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、**年齢19歳以上23歳未満**の者をいう。

～改正点～

高校授業料無償化にあわせて、**年齢16歳以上19歳未満**の控除対象扶養親族は、特定扶養親族の範囲から除かれて、**扶養控除額は38万円**となりました。。

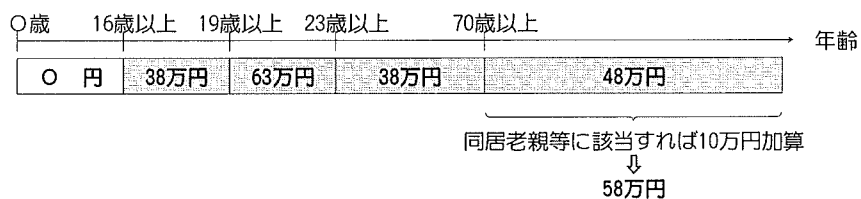
3 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、**年齢70歳以上**の者をいう。

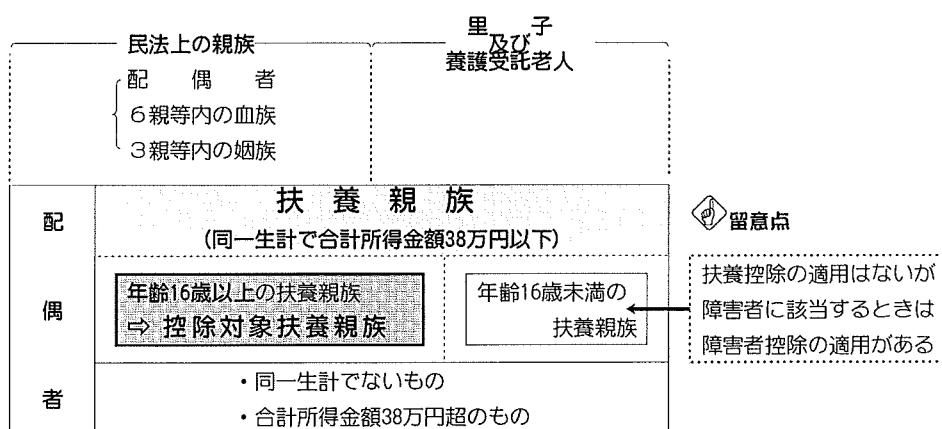
4 同居老親等

- (1) 老人扶養親族のうち、居住者又はその居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、
- (2) その居住者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

【図解】扶養控除額



【図解】扶養親族の範囲



改正前と改正後の控除額の違い

子
B

所得なし
年齢8歳

子
C

所得なし
特別障害者
年齢15歳
同居

子
D

所得なし
年齢16歳

【改正前（平成22年まで）】

扶養控除 ⇒ 174万円
 { 子B 38万円
 子C 73万円
 (38万円+35万円)
 子D 63万円
 障害者控除額 ⇒ 40万円
 (子C)

【改正後（平成23年から）】

扶養控除額 ⇒ 38万円
 { 子B なし
 子C なし
 子D 38万円
 障害者控除額 ⇒ 75万円 (40万円+35万円)
 (子C)

- ◆ 子B及び子Cは、年齢16歳未満のため、扶養控除が受けられなくなった。
 子Cは、扶養控除は受けられないが、同居特別障害者の加算分を含めて、障害者控除を受けることができる。
 子Dは、年齢16歳であるため特定扶養親族に該当せず、扶養控除額は38万円に引き下げられた。

設 例

居住者甲と生計を一にし、同居する親族は次のとおりである。

この場合における、配偶者控除額、扶養控除額及び障害者控除額を求めなさい。

- (1) 妻（50歳） 所得なし。一般障害者に該当する。
- (2) 長男（20歳） 大学生であり、アルバイト収入が 1,030,000円ある。
- (3) 次男（17歳） 高校生であり、所得はない。
- (4) 三男（14歳） 中学生であり、所得はない。特別障害者に該当する。
- (5) 母（78歳） 雑所得の金額が 350,000円ある。特別障害者に該当する。

解 説

（単位：円）

《配偶者控除額》

$0 \leq 380,000$ $\therefore$ 該当（380,000）

《扶養控除額》

- (1) 長男
 $1,030,000 - 650,000 = 380,000 \leq 380,000$ $\therefore$ 特定扶養親族に該当（630,000）
- (2) 次男
 $0 \leq 380,000$ $\therefore$ 一般の扶養親族に該当（380,000）
- (3) 三男
年齢16歳未満 $\therefore$ 非該当
- (4) 母
 $350,000 \leq 380,000$ $\therefore$ 同居老親等に該当（580,000）
- (5) 合 計 1,590,000

《障害者控除額》

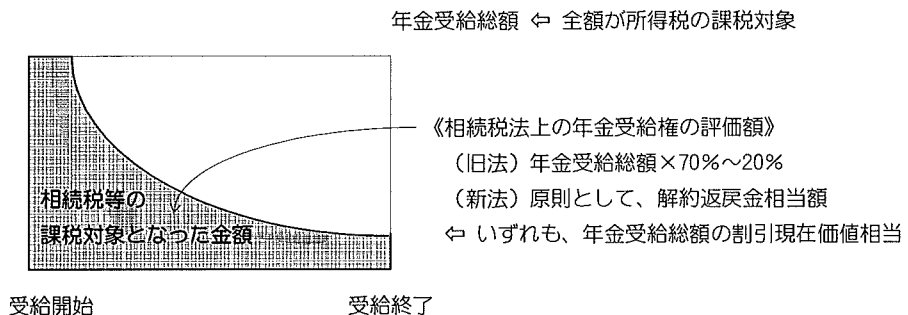
- (1) 妻
一般障害者に該当（270,000）
- (2) 三男
同居特別障害者に該当（750,000）
- (3) 母
同居特別障害者に該当（750,000）
- (4) 合 計 1,770,000

テーマ3 相続税が課税された年金受給権に係る年金

◆1 従来への取扱い

改正前の相続税・贈与税が課税された年金受給権に係る年金を受給した場合には、その受給額の全額について、所得税が課税されていました。

【図1】

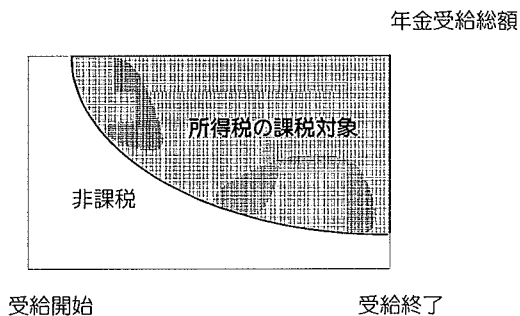


◆2 改正後の取扱いの考え方

平成22年7月6日の最高裁判決により、『被相続人の死亡により年金受給が開始される年金については、「定期金給付契約に関する権利」として相続税の課税対象となっており、所得税法では「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」には所得税を課税しないこととされていることから、その年金(◆1【図1】の「相続税等の課税対象となった金額」部分)について、将来の受給時に所得税を課税することは二重課税である。』と判断されました。

そこで、この判決の考え方を反映させ、年金受給額のうち、相続税の課税対象となった部分の金額について、所得税を課税しないことになりました。(【図2】参照)

【図2】

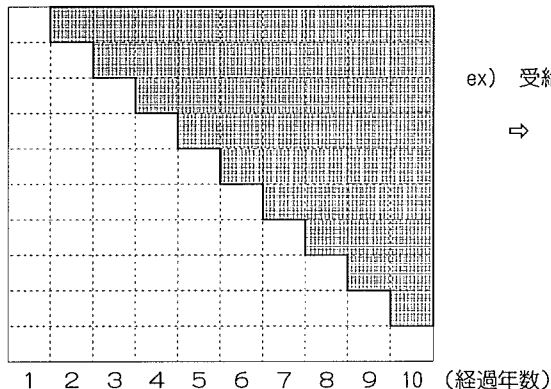


【図2】によると、所得税の課税対象部分は、年数が経過するほど、緩やかに逓増していきます。
 この図にあわせて厳密に所得税の課税対象額を求めるには、その年金受給額の相続開始時における割引現在価値を計算する必要がありますが、これを実際税務で実施していくのは、大変困難です。
 そこで、所得税の課税対象額の算定は、次の簡便法が採用されました。

この取扱いは、相続税法上の「定期金給付契約に関する権利」の評価を用いますが、その評価方法は、相続等が平成23年3月31日以前にあった場合と、同日後にあった場合とで異なります。
 また、受給する年金の形態や、受給期間によって、さらに計算方法が異なるため、当セミナーでは、平成23年1月に相続が開始された場合を前提に、簡単な設例を用いて解説していきます。

1. まず、年金受給総額を、相続税の課税対象部分と所得税の課税対象部分とに分けます。
 ex) 相続税の評価割合が70%
 ⇒ 年金受給総額の30%を所得税の課税対象とし、残りの70%を非課税とする。
2. 所得税の課税対象となった金額を、【図3】のようなマスを用いて、受給各年に振り分けます。
 (1) 1年目は、相続税法上の評価額＝年金受給額と考え、その受給額全額を非課税とします。
 2年目以降は、2年目を1マスとし、1年経過するごとに1マス増えるといったかたちで、1年あたり何マス分が所得税の課税対象となるかを考え、そのマス数を合計します。

【図3】年金受給期間10年の確定有期年金の場合



ex) 受給期間が10年の場合

$$\Rightarrow 1 + 2 + \dots + 8 + 9 = 45 \text{ マス}$$

- (2) 1で計算した所得税の課税対象額を、(1)のマス数の合計額で除し、1マスあたりの課税対象額を計算します。
 - (3) 1マスあたりの課税対象額に、その年のマス数を乗じて、その年分の総収入金額算入額を計算します。
3. 課税される年金受給額に、支払保険料の割合（従来の必要経費の計算で用いた割合と同じ）を乗じて、必要経費を計算します。

では、次の設例で、受給開始1年目、2年目、5年目の雑所得の金額を計算してみましょう。

設 例

- (1) 居住者甲は、本年1月に父が死亡したことにより、次のような生命保険契約に係る年金の支給を受けることになった。

《保険契約の内容》

- ① 保険契約者（兼保険料負担者）……甲の父
- ② 被保険者……甲の父
- ③ 保険金受取人……甲
- ④ 保険金の支払形態……死亡月から、5年間、年額60万円を支給（総額 300万円）
- ⑤ 父が死亡時まで負担した保険料の総額……240万円

- (1) 父の相続に係る相続税額の計算上、(1)の生命保険契約について、「定期金給付契約に関する権利」として、相続税評価額 210万円（年金受給額の70%）が相続税の課税価格に算入されている。

解 説

- (1) 所得税の課税対象となる年金総額

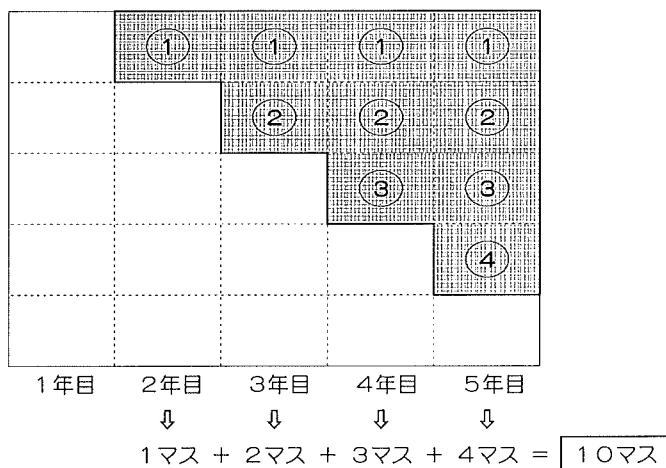
$$3,000,000\text{円} \times \overset{\text{※}}{30\%} = 900,000\text{円}$$

※ 相続税の評価割合 70% ⇨ 所得税の課税割合 30%

- (2) マスの数を数える

⇨ 2年目を1マスとして、2年目から5年目までのマスの数を数えます。

【図 解】



(3) 1マスあたりの年金の額

$$900,000\text{円} \div 10\text{マス} = \boxed{90,000\text{円}}$$

(4) 1年目、2年目及び5年目の雑所得の金額

〈1年目〉

所得税は、非課税

〈2年目〉

① 総収入金額

$$90,000\text{円} \times 1\text{マス} = 90,000\text{円}$$

② 必要経費

$$90,000\text{円} \times \overset{\text{※}}{0.80} = 72,000\text{円}$$

$$\text{※} \quad \frac{2,400,000\text{円}}{3,000,000\text{円}} = 0.80 \text{ (2位未満切上)}$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} - \textcircled{2} = 18,000\text{円}$$

〈5年目〉

① 総収入金額

$$90,000\text{円} \times 4\text{マス} = 360,000\text{円}$$

② 必要経費

$$360,000\text{円} \times 0.80 = 288,000\text{円}$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} - \textcircled{2} = 72,000\text{円}$$

テーマ4 廃止規定及び関連する取扱い

1 上場会社の自己株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例（旧措法9の6・附則51）

上場会社が、公開買付けの方法により自己株式を取得した場合に、のみなし配当課税としないものとする特例は、平成22年12月31日の適用期限をもって廃止されました。

したがって、上場会社の公開買付けに応じ、株式を譲渡した場合には、自己株式の取得として、譲渡対価を「のみなし配当」及び「株式の譲渡対価」に区分し、配当所得及び株式等に係る譲渡所得等として課税されることになります。

《自己株式の取得の場合のみなし配当及び譲渡所得の計算（上場株式の場合）》

1. のみなし配当

$$\text{譲渡対価} - \frac{\text{資本金等の額}}{\text{発行済株式総数}} \times \text{譲渡株数} = \text{のみなし配当} \quad \left[\begin{array}{l} \text{赤字の場合は} \\ \text{認識しない} \end{array} \right]$$

※ のみなし配当の7%相当額が源泉徴収される。

2. 株式等に係る譲渡所得等の金額（上場）

$$(\text{譲渡対価} - \text{のみなし配当}) - \text{譲渡した株式の取得費} = \text{株式等に係る譲渡所得等の金額}$$

設 例

居住者甲は、本年５月にＴ上場会社の公開買付けに応じ、所有していたＴ社株式６,０００株を４,５００,０００円（税引前の金額）で同社に譲渡している。

Ｔ社株式は、甲が平成２０年８月に１株あたり６３４円で１０,０００株取得したものであり、譲渡直前における同社の発行済株式１株あたりの資本金等の額は７００円であった。

解 説

（単位：円）

《配当所得の金額》

$$4,500,000 - 700 \times 6,000 \text{株} = 300,000$$

《株式等に係る譲渡所得等の金額》

$$(4,500,000 - 300,000) - 634 \times 6,000 \text{株} = 396,000$$

２ 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例（旧措法２９）

給与所得者が、勤務先から住宅資金の貸付けを受けた場合又は、利子補給を受けた場合で、その給与所得者の自己負担利率が１％以上である場合には、経済的利益について所得税を課税しないものとする特例は、平成２２年１２月３１日の適用期限をもって廃止されました。

３ 平成１３年９月３０日以前に取得した上場株式等の取得費の特例（旧措法３７の１１の２）

平成１３年９月３０日以前から引き続き所有していた上場株式等の取得費を、平成１３年１０月１日における価額の８０％とする特例は、平成２２年１２月３１日の適用期限をもって廃止されました。